

(地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画)

# 浜中町地球温暖化対策実行計画

平成 29 年度～平成 31 年度



平成 29 年 3 月

北海道浜中町



# 目次

第1章 基本的事項	
1 地球温暖化問題に対する地方公共団体の役割の重要性	1
2 計画改定の背景と目的	1
3 基準年度・計画期間・目標年度	1
4 対象範囲	1
5 対象とする温室効果ガスと活動区分	2
第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標	
1 算定方法	3
2 温室効果ガス排出量の現状	3
3 削減目標	4
第3章 具体的な取組	
1 燃料別の温室効果ガス排出状況	5
2 取組事例	6
第4章 管理体制及び進捗状況の公表	
1 推進及び管理体制	8
2 推進スケジュール	9
【資料】対象施設一覧	巻末

## 第1章 基本的事項

### 1 地球温暖化問題に対する地方公共団体の役割の重要性

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均気温が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、我が国においても平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風等による被害も観測されています。

地球温暖化対策は国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務等を踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて実施することができます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性は高まってきています。

### 2 計画改定の背景と目的

国は、平成10年10月に地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）を公布し、平成11年4月に同法を施行しました。法第21条第1項では、「都道府県及び市町村は、（中略）当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下、本計画において「実行計画」という。）を策定する」ものとされています。

浜中町では、平成17年11月に「浜中町役場地球温暖化防止実行計画」が策定されました。平成20年9月に改定が行われましたが、今回、地球温暖化を取り巻く国内外の様々な状況の変化を受けて、9年ぶりに改定を行うこととしました。浜中町の事務及び事業の実施に当たっては、本計画で定める温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けて様々な取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とします。

### 3 基準年度・計画期間

基準年度を平成27年度とし、計画期間を平成29年度～平成31年度までの3年間とします。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

### 4 対象範囲

実行計画は、本町が行う全ての事務及び事業や出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とします。（末ページに一覧を記載します。）

指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務及び事業は対象外になりますが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取組を実践するように要請します。

## 5 対象とする温室効果ガスと活動区分

本実行計画における温室効果ガスは、法第2条第3項に記載されている下記の物質のことをいいます。また、地球温暖化対策の推進に関する施行令（以下「施行令」という。）第3条第1項では温室効果ガスが排出される活動の区分が設定されており、当町の温室効果ガス排出を伴う事務及び事業のうち対象となる活動区分を表-1に示します。

表-1 対象となる温室効果ガスとその活動区分

対象温室効果ガス	活動区分
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	燃料の使用 他人から供給された電気の使用
メタン (CH <sub>4</sub> )	自動車の走行
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	自動車の走行
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	自動車エアコンディショナーの使用
パーフルオロカーボン (PFC)	※該当する活動は無し
六ふっ化硫黄 (SF <sub>6</sub> )	※該当する活動は無し
三ふっ化窒素 (NF <sub>3</sub> )	※該当する活動は無し

法で規定されている温室効果ガスのうち、算定対象とするのは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンの4種類とし、該当する活動が無いパーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素については排出量を算定しないこととします。

## 第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

### 1 算定方法

算定は「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン」（平成27年4月環境省）を参考にしています。具体的な算定方法は、実行計画第1章3節「対象範囲」に示される施設のエネルギー消費量と公用車のエネルギー消費量を調査し、その数値について各排出係数を用い、各物質の排出量を算出してから、地球温暖化係数を用いて二酸化炭素排出量に換算する方法をとります。それを合算することで温室効果ガス総排出量を算出しました。

### 2 温室効果ガス排出量の現状

平成27年度の事務・事業に関わる温室効果ガス排出量を表-2、表-3に示します。

表-2 各物質排出量（単位：kg-CO<sub>2</sub>, 小数点第2位以下四捨五入）

区分 物質	燃料の使用に伴う 排出量	供給された電気の使用 に伴う排出量
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	2131137.4	2555269.4

区分 物質	自動車の走行に伴う排出量
メタン (CH <sub>4</sub> )	44.1

区分 物質	自動車の走行に伴う排出量
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	82.7

区分 物質	自動車エアコンディショナーの使用に伴う排出 量（エアコン使用車 65 台）
ハイドロフルオロカーボ ン (HFC-134a)	0.7

表-3 温室効果ガス総排出量（単位：t-CO<sub>2</sub>, CO<sub>2</sub>換算値については小数点第2以下四捨五入）

物質名	排出量	地球温暖化係数	CO <sub>2</sub> 換算
二酸化炭素	4686.4	1	4686.4
メタン	0.04	25	1
一酸化二窒素	0.08	298	23.8
ハイドロフルオロカーボン	0.0007	1430	1

温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4712.2
------------------------------------	--------

### 3 削減目標

平成27年度を基準年として、平成31年度までに温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）を4.5%削減することを目指します。この数値は、平成27年に政府が国連気候変動枠組条約（UNFCCC）事務局に提出した約束草案（2030年度温室効果ガス排出削減目標）を参考に定めました。約束草案では、2030年度までに温室効果ガスを2013年度比-26%削減することを定めています。

区 分	基準年度排出量 平成 27 年度	削減目標	目標年度排出量 平成 31 年度
温室効果ガス総排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	4712.2	約 4.5 %	約 4500

### 第3章 具体的な取組

#### 1 燃料別の温室効果ガス排出状況

具体的な取組を実施していく上で、効率的に温室効果ガスを削減していくために、基準年度の燃料の使用に伴う温室効果ガスの排出状況を把握する必要がある。平成27年度に使用した燃料とそれに伴う温室効果ガス排出量、その燃料別排出量割合を表-4に示します。

表-4 燃料別温室効果ガス排出量（単位：t-CO<sub>2</sub>、小数点第2位以下四捨五入）とその割合

燃料名	使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
ガソリン(ℓ)	36182	84
灯油(ℓ)	194797.6	484
2サイクルオイル(ℓ)	21	0.0 未満
軽油(ℓ)	55904.3	144.5
A重油(ℓ)	432163	1171
LPガス(kg)	7952.8	23.9
電力(kWh)	4413246	2555.3

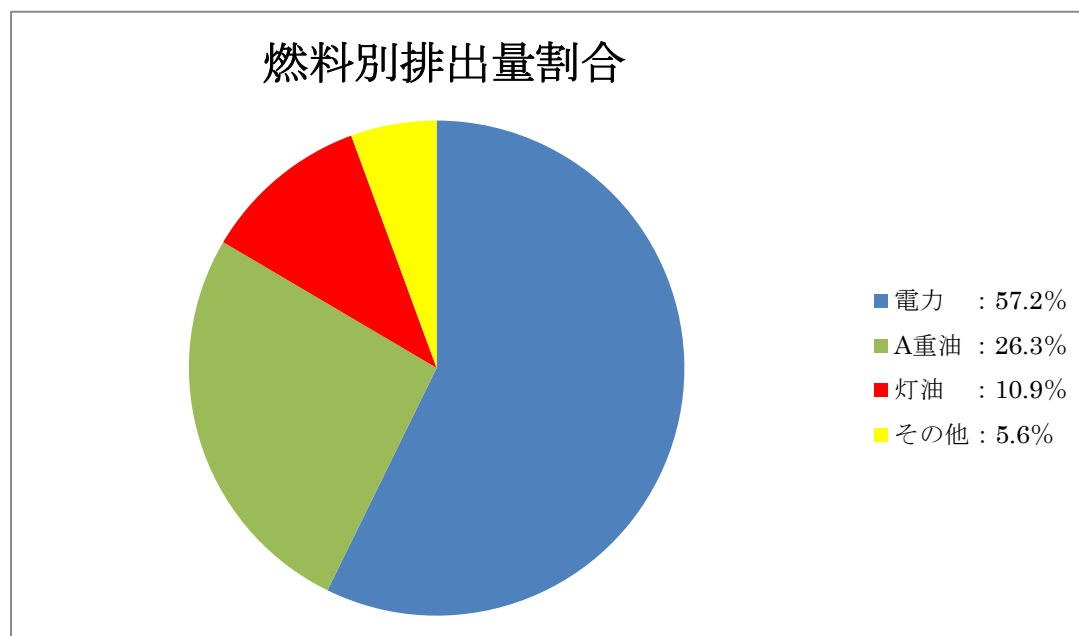


表-4のグラフより、排出量の割合が一番高いのは電力（57.2%）であり、次いで、A重油（26.3%）、灯油（10.9%）、その他（5.6%）になっています。効率よく排出量を減らしていくために節電や重油を使うボイラー等の暖房設備の使用時間の削減や適切な温度調節を行っていくことが重要であると考えられます。



## 2 取組事例

### 照明

- ・ 廊下・執務室の照明を減灯し、窓側の照明は原則消灯する。
- ・ 昼休み時は端末の電源を切ることや時間外勤務時の不必要箇所の消灯を徹底する。
- ・ トイレに利用者がいない場合の消灯を徹底する。
- ・ 退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・ O A機器等の電源をこまめに切るように努める。
- ・ 職員は自動ドアの使用を控える。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

### 空調

- ・ 空調機器の使用は業務時間とし、不要な運転は行わない。
- ・ ブラインド等を活用した温度管理を心がける。
- ・ 空調機器の清掃や保守・点検等を定期的に行う。
- ・ 職員のクールビズやウォームビズを推奨する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

### 公用車の使用

- ・ 公用車から離れる時は、長短を問わずエンジンを切る。
- ・ 環境省が推奨する「エコドライブ」を心がける。
- ・ 駐停車中は「アイドリングストップ」を実践する。
- ・ 車両を適正に整備・管理（タイヤの空気圧や積載量を適正に保つなど）し、排気ガスの削減に努める。
- ・ カーエアコンの使用を控える。
- ・ 1 km以内の移動は、荷物運搬や悪天候などのやむを得ない場合を除き、徒歩により業務を行う。
- ・ 新規に導入する公用車はハイブリッドや電気自動車、または低燃費車にするように努める。
- ・ 公用車の使用後はすぐに走行距離、使用燃料等を記録する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

### コンセント接続機器

- ・ O A機器（パソコンやプリンター、コピー機等）を長時間使用しないときは主電源を落とすか省エネモードにする。また、昼休み時はパソコンの電源を落とす。
- ・ 使用する頻度の低いコンセント機器はコンセントを抜いた状態で保管し、その都度コンセントを繋げるようにする。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

#### ごみの削減

- ・ 物品の再利用や修理による長期利用に努め、ごみの減量化を図る。
- ・ 廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・ 使い捨て容器の購入は極力控える。
- ・ 両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・ 再生紙の使用に努める。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

#### 水道

- ・ 日常的に節水を心がける。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

#### グリーン購入の推進

- ・ 購入する物品は可能な限り環境負荷の少ないものにする。(エコマーク、再生紙等)
- ・ 物品の購入する数は適正な数のみ購入するように努める。
- ・ 購入した物品は長期使用や適正使用、分別廃棄などを心がける。

#### 施設におけるエネルギー使用

- ・ 設備・機器の点検を定期的に行う。
- ・ 施設の断熱化を進めるように努める。
- ・ 照明のLED化を推進する。
- ・ エネルギー効率の良い燃料への転換を図る。
- ・ 新エネルギーの導入を検討する。
- ・ その他省エネルギーに有効な対策を講じる。

## 第4章 管理体制及び進捗状況の公表

### 1 推進及び管理体制

「推進本部」、「環境管理委員会」、「事務局」を設け、計画の着実な推進とPDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

#### (1) 推進本部

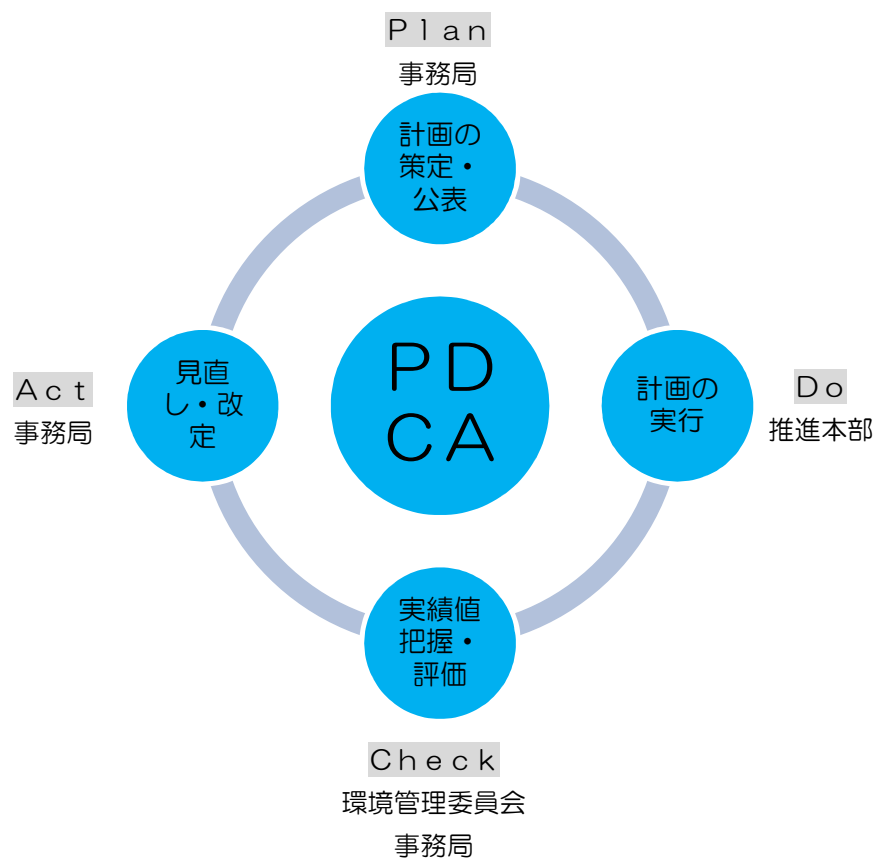
町長を本部長、副町長を副本部長とし、その他、役場全職員を構成員として組織し、温暖化防止に向けた諸活動を実行する。

#### (2) 環境管理委員会

管理職会議内に委員長を企画財政課長、構成員をその他課長とする「環境管理委員会」を設置し、3ヶ月ごとに省資源・省エネ活動項目に関して実績値を取りまとめ、取組について状況の評価を行い、必要に応じて見直し等の意見を事務局へ提出する。

#### (3) 事務局

事務局を企画財政課環境政策係に置き、計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理を行う。



## 2 推進スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
環境管理委員会		エネルギー使用量調査実施	環境管理委員会			環境管理委員会			環境管理委員会		実施状況及び調査結果の公表

環境管理委員会は4月、7月、10月、1月を開催月とします。6月に行われるエネルギー使用量調査は事務局が取りまとめ、そのデータを基に浜中町の事務及び事業に伴って排出される温室効果ガス総排出量を算定します。

法第20条の3第10項に基づき、毎年1回、実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表することが義務付けられていることから、事務局は毎年3月に町広報誌やホームページにおいてこれらを公表します。また、計画の改訂等が実施された際は、法20条の3第8項、第9項に基づき、遅滞なく実行計画を公表します。

【資料】対象施設一覧

課名	係名	対象となる所管施設
総務課	総務係	役場本庁舎
	契約管財係	榑町会館 茶内第一センター 円朱別会館 西円朱別会館 西円朱別農民研修センター 湯沸母と子の家 仲の浜福社会館 琵琶瀬住民センター 暮帰別福社会館 茶内第三母と子の家 水取場地区会館 熊牛地区コミュニティセンター 渡散布住民センター 厚陽地区会館 新川会館 共和会館 藻散布会館 霧多布中央地区コミュニティセンター 奔幌戸ふれあい館 一新会館 丸山散布地区コミュニティセンター 賞人会館 恵茶人集会所 浜中東南集会所 茶内コミュニティセンター 浜中農村環境改善センター 姉別農村環境改善センター 漁村センター
防災対策室	防災係	防災無線用屋外拡声器 避難場所等用燃料
商工観光課	観光係	湯沸駐車場トイレ 湯沸キャンプ場 アゼチ岬駐車場トイレ 農村公園トイレ 琵琶瀬展望台トイレ 湿原センター下トイレ ふるさと広場

		JR 浜中駅
	商工労働係	勤労青少年ホーム
	ふれあい交流・保養センター係	ふれあい交流・保養センター
	中山間活性化施設係	MO-TTO かぜて
町民課	生活環境係	公衆トイレ 斎場 最終処分場 リサイクルセンター 衛星センター
福祉保健課	福祉係	老人福祉・母子健康センター
浜中町立保育所		霧多布保育所 茶内保育所 散布保育所 浜中保育所 姉別保育所 茶内第一保育所
浜中診療所	総務係	浜中診療所 医師住宅
水産課	漁政係	局舎（津波防災ステーション） 新川水門 琵琶瀬水門 奔幌戸水門 羨古丹水門 陸閘 1 陸閘 2 陸閘 3 陸閘 4 陸閘 5 琵琶瀬漁港トイレ 火散布漁港トイレ 藻散布漁港トイレ
	港湾係	霧多布港
建設課	下水道係	霧多布クリーンセンター 茶内クリーンセンター 散布クリーンセンター
水道課	水道総務係	西円朱別浄水場 水道庁舎
	水道係	西円朱別新浄水場
浜中支所	住民係	浜中支所

茶内支所	住民係	茶内支所
教育委員会管理課	総務係	霧多布小学校 散布小中学校 浜中小学校 茶内小学校 茶内第一小学校 霧多布中学校 浜中中学校 茶内中学校
教育委員会 生涯学習課	スポーツ係	総合体育館 町民温水プール 総合グラウンド 町民スケートリンク 農業トレーニングセンター 農村運動広場 すくらむ21 町民パークゴルフ場 西田朱別地域体育館 霧多布スポーツ広場 茶内スケートリンク
総合文化センター	総合文化センター係	総合文化センター
浜中町学校給食センター	業務係	給食センター
霧多布高校	管理係	霧多布高等学校

## 浜中町地球温暖化防止実行計画

---

平成 17 年 11 月策定

平成 20 年 9 月改定

平成 29 年 3 月改定

発行

浜中町役場

編集

企画財政課環境政策係

〒088-1592

北海道厚岸郡浜中町霧多布東4条1丁目35番地1

電 話 0153-62-2194

Email [kankyoseisaku@town.hamanaka.lg.jp](mailto:kankyoseisaku@town.hamanaka.lg.jp)

---



